

茅ヶ崎市在住外国人と行政サービス

国際学部 齊藤 功 高

はじめに

地方自治法10条1項に「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」とあるように、市町村の区域内に住所を有する者はすべて住民であり、自然人であろうと法人であろうと問わない。そのことから、「住民」には外国人も含まれ、住所を有すれば外国人であろうと地方自治体の住民としての地位を有することになる。

その結果、住民は法律の定めるところにより、その属する地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う（地方自治法10条2項）。住民たる外国人は、地方公共団体及びその機関によって行われる一切の利便、サービスの提供を平等に受ける権利を有する一方、地方税、分担金、使用料、受益者負担等、法律の定めるところによって住民に課せられるすべての負担も負うことになる。ただし、外国人が住民として扱われるためには外国人登録を必要とする。

外国人の在留については国の施策によって決められるが、外国人が実際に住んでいるのは地方自治体なので具体的な施策は当該自治体が担うことになる。中でも外国人に直接接する市町村にその比重が大きい。

地方自治体は利便・サービスの提供について、外国籍住民であるが故に日本国籍住民とは違った利便・サービスを提供しなければならない状況がある。特に、外国籍住民が多い自治体はなおさらである。

神奈川県ホームページには県内市町村の外国籍住民に対応する施策状況が載っている。施策項目としては、多言語対応・状況提供（それはさらに、外国人相談窓口、通訳有無等と印刷物（暮らし、医療、福祉、地震・防災）に分かれている。）と日本語教育、日本語教授法（成人向け）、外国籍児童生徒教育、そして、その他（国際交流協会、ホームページ、国際関係ボランティア等）からなっている。

それによると、茅ヶ崎市については次のような施策が採られている。

外国人相談窓口が第3水曜日に開かれ、英語、スペイン語、ポルトガル語による通訳が行われている。印刷物に関しては、英語、中国語、ハンゲル語、スペイン語、ポルトガル語による生活ガイドブックが出され、その中に緊急時の対応が記載されている。さらに、年3回の国際理解講座、随時開催の帰国子女相談、英語・中国語・

ポルトガル語・カンボジア語による日本語指導教室そして、国際交流体験入学などが行われている。その他として、1980年に設立された国際交流協会による国際交流活動の支援、青少年交流、語学教室、ホームステイ受け入れ等が行われ、さらに、外国人公共施設見学会なども行われている。

では、その他の外国人施策も含めて茅ヶ崎市は具体的にどのような外国人施策を採っているのでしょうか。

1. 茅ヶ崎市における外国籍住民の推移と外国人登録者数

茅ヶ崎市の人口は約22.8万人（平成17年1月1日現在）で、そのうち外国人登録者は1,455人である（平成15年度、表1）。総人口に占める外国人の割合は外国人人口が極端に少ない逗子市（362人）、三浦市（181人）、南足柄市（309人）を除いて、神奈川県の中で最も少ない0.64%である（表2）。

過去4年間の外国人登録者の推移を見ると、平成12年1,189人、平成13年1,281人、平成14年1,334人、平成15年1,455人であり、平成12年と平成15年比で、22.37%外国人登録者が増加している（表1）。これを神奈川県全体の外国人登録者数の推移から見ると（平成12年123,179人、平成13年135,104人、平成14年141,314人、平成15年149,012人、平成12年と平成15年比20.97%増加）、わずかではあるが上回っており（表3）、茅ヶ崎市が増加傾向にあることが分かる。

平成15年の神奈川県外国人登録者数の上位5カ国は1位中国、2位韓国・朝鮮、3位フィリピン、4位ブラジル、5位ペルーであり、茅ヶ崎市における外国人登録者数の上位4カ国は1位韓国・朝鮮、2位中国、3位フィリピン、4位ブラジルと神奈川県全体の傾向とほぼ変わらないが、5位に米国がランクされているのは大きな特徴である（表1、表4）。米軍基地がある横須賀市の4位に米国がランクしているのは納得がいくが、表2に見られるように、茅ヶ崎市や鎌倉市に米国人を含む欧米人が多いのは、その都市が持っている文化的雰囲気が影響しているのではないかと推察できる。この特徴は、茅ヶ崎市の街づくりにも示唆を与えるものではないかと思われる。

ともあれ、茅ヶ崎市の総人口に占める外国人の割合が極端に低いことが茅ヶ崎市の行政における外国人施策の特徴を形成している。

2. 茅ヶ崎市行政の外国籍住民に対するサービス

茅ヶ崎市に住んでいる外国人は35カ国以上に及ぶが（表1）、この約半数はオール

ドカマーである。これらの外国人は茅ヶ崎市の人口から見るとかなり少なく、市全体に分散して住んでいる状況である。その他、ニューカマーと呼ばれる外国人も同様に市全体に分散して住んでおり、外国人が多く住んでいる他市のように1つの地域に集中して住んでいることはない。このような状況下で茅ヶ崎市の行政は市在住外国人にどのようなサービスをしているのであろうか。

(1) 外国籍住民の相談

外国人相談は、第3水曜日に行われている。その際、通訳が必要になる場合があるが、平成15年度は英語、スペイン語、ポルトガル語の話せる人がいたが、平成16年度は英語を話せる人のみになっている。

外国人相談窓口報告は、平成13年には年間23件あり、その中で日本語教室の紹介が12件と過半数を占めている。その他、自分で起業したいが、法に反しないで進めるにはどうしたらよいかなどの職業に就いての相談が3件あり、これについては弁護士事務所を紹介したという。医療についての相談も3件あり、たとえば、健康保険証がないため、医療費の負担が大きく、診察料が払えないとの相談があった(表5)。

相談者としては、ボリビア、ノルウェー、ペルー、フィリピン、アルゼンチン、中国、オーストラリアなどの出身者、延べ人数29人から相談があった(表5)。

平成14年度は、相談件数は24件で、その中で日本語教室の紹介が12件と半数を占めた(表6)。相談者としては、中国、ドイツ、ロシア等延べ13名が訪れた(表6)。

平成15年度は、相談件数が46件と大幅に増えた。その中でも日本語教室の紹介が16件と相変わらず多い。少し変わった相談として土地相続の問題が持ち込まれた(表7)。相談者として、ペルー、フィリピン、ポルトガル、中国、カンボジア、オーストラリア、アメリカ、ベトナム等19名が訪れた(表7)。

平成16年度の相談件数は現在のところない。

これらの統計から分かることは、①年間を通して相談件数が少ない(平成16年度は1件もない)、②相談者が不明だとされる件数が平成13年は19名、平成14年は9名と多かった(表5、表6、表7)。

①については、たとえ相談したいことがあったとしても、何らかのアドバイスをしてくれる人が存在しているため、改めて相談を受けに来るという状況にはないということが推察される。②については、プライバシー保護のこともあり、強いてどこの国の人か市役所の係が質問しなかったことなどが挙げられる。

(2) 外国籍住民に対する情報提供

茅ヶ崎市は生活ガイドブックを平成5年に作成したが、それを平成15年に新しくした。使用言語は、英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語となっている。韓国・朝鮮人が比較的多く居住しているのでハングル語も作成する予定であったが、間に合わず、ハングル語による生活ガイドブックはない。それでも、韓国・朝鮮人にはオールドカマーが多いため、日本語だけで不自由はないし、ニューカマーであっても、オールドカマーがアドバイスをしてくれれば用は足されていると推察できる。それらの外国人からもハングル語で作成してほしいという相談はきていない。生活ガイドブックの内容としては詳細なものまでは作れず、概略的なものになっているので、詳しい内容に関しては窓口で聞くという方法しかない。

また、茅ヶ崎市役所内部での案内表示はどうかといえば、現在のところ日本語のみによる案内表示になっている。これについても、他言語で表示をしてほしいという要望はないようである。

(3) 外国籍住民と日本籍住民との共生に対する施策

茅ヶ崎市には大きな工場が極めて少ないことが影響してか、わずか人口の0.64%しか外国人が住んでいないため、外国人は茅ヶ崎市内に分散しているという状態である。その上、独り住まいも多いため、近隣の日本人住民との交流・共生はさほど進んでいるようには見受けられない。また、近隣とのトラブル、とくにゴミ問題なども起こっておらず近隣からの苦情等も市には寄せられていない。

多文化共生という視点からは、市の行政として実態を詳細に把握していないこともあるが、市の積極的な施策は見出せず、茅ヶ崎市の日本籍住民の中に外国籍住民が埋没しているという状況であり、共生というところまで至っていないのが現状である。

3. 外国人の社会権に対する行政サービス

ここでは、主に国民健康保険、生活保護、緊急医療、児童教育、住宅問題について述べる。

(1) 外国籍住民の国民健康保険加入

外国籍住民が国民健康保険に加入できるには、茅ヶ崎市に住所を有し、1年以上在留期間があり、ほかの保険に加入していないことが必要である。ただし、外国人の場合は外国人登録証が必要となる。

国民健康保険加入に際しては国籍条項がないため、上記の条件に適合する外国人は同保険に加入できるが、在留資格が「短期滞在」「興行」の場合や、在留期間が

1年未満の外国人は加入できない。また、不法就労外国人も加入できない。

では、以上のことを踏まえて茅ヶ崎市の場合はどうであろうか。

外国人登録者総数は平成16年4月1日現在で1,465人、その内、外国人の国民健康保険の加入者は582人となっている（平成16年4月1日現在）。加入率は約40%である。ちなみに世帯数は434世帯となっている。茅ヶ崎市で国民健康保険に入っている総数（日本人、外国人双方を含む。）は81,318人なので、それからすると0.71%である。現状として茅ヶ崎市では国民健康保険に登録する数が増加しており、それに比例して外国籍住民の国民健康保険登録者数も増えている（表8）。

国民健康保険加入率が約40%と少ないことをどう考えるか。外国人登録をしている外国籍住民が、まったく何らの健康保険にも加入していないとは考えにくいので（中には無保険者もいると思うがその数はかなり低いと思われる。）、国民健康保険に加入していない残りの約60%については、社会保険などに加入しているのではないかと考えられる。約半数がオールドカマーであるという現実から推察するとそのように考えていいだろう。

茅ヶ崎市の場合、国民健康保険の期間は10月1日から翌年の9月30日の1年となっており、その期間終了ごとに更新することになっている。国民健康保険で外国籍住民に対して問題になるのが、その健康保険期間内に在留期間が切れてしまい、そのまま更新せず保険証を使っている場合があることである。

(2) 外国籍住民に対する生活保護

生活保護制度は、生活保護法に基づき、あらゆる努力をしてもなお生活に困窮している者に対して、国民の権利として健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自分の力で生活できるよう援助することを目的としている。

生活保護制度は、生存権を保障する憲法25条を根拠としている。しかし、憲法25条は「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定しているところから、生活保護は日本国民を対象としている。生活保護法も1条において「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」とあるように、「すべての国民」を対象としている。これは、日本国籍を有しない外国人に対し保護を適用しないことを意味している。

そこで、厚生省（現厚生労働省）は昭和29年に生活に困窮する外国人登録をしている外国人に一般国民に準じて生活保護を適用しても構わないという通知（382号通

知)を出した。しかし、生活保護の予算抑制と非定住外国人の増加に伴い、平成2年、生活保護対象外国人は定住者に限る、非定住者は生活保護法の対象とならないとの口頭の指示が厚生省から出たことから、非定住外国人に対しては生活保護の準用を行っていない。

現在、外国人への生活保護の準用は、①「出入国管理及び難民認定法」別表第2の在留資格を有する者(永住者、定住者、永住者の配偶者等、日本人の配偶者等)、②日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の特別永住者(在日韓国人、在日朝鮮人、在日台湾人)、③「出入国管理及び難民認定法」上の認定難民、がその対象となっている。

生活保護の支給については、外国人も日本人と同様の待遇となっているが、ただ、日本人と外国人の待遇で違うのが、日本人は不服申立ができるのに比べて、外国人はできないという点である。

茅ヶ崎市でも、外国人登録をした者に対して生活保護を認めており、それ以外の外国人には原則として認めていない。オーバーステイの外国人から申請があった場合は、入官に連絡して指導を仰ぐことになっている。

では、実際に生活保護を受給している者は何人いるのか。平成12年には50世帯90人、平成13年は36世帯61人、平成14年は68世帯132人、平成15年には113世帯270人が生活保護を受給している(表8)。

受給者は圧倒的に東南アジア女性が多く、とりわけ、フィリピン、韓国、中国の女性が多い。中でもフィリピン女性が多い。

茅ヶ崎在住外国人の人口と生活保護の受給率をみると、平成12年は7.6%、平成13年は4.8%、平成14年は9.9%、平成15年は18.6%となっており、平成13年には減少に転じたが、その後は高い受給率になっている(表8)。これは、日本人の受給者から見てもかなり高い数字と言える。日本人の受給率と外国籍住民の受給率を年度ごとに比較した場合、日本人は、平成13年から14年にかけては約11%、平成14年から15年にかけては15%増加しているが、外国籍住民の受給率の場合は、平成13年から14年にかけては約116%、平成14年から15年にかけては約105%増加と異常な伸び率を示している(表8)。

特にこの2、3年急激に受給者が増えているのはなぜであろうか。世帯数と人数のバランスから考えると、世帯平均約2名であることが分かる。正確な分析は茅ヶ崎市ではしていないが、上記のことから推察するに、まず一番多いケースとして、日本人男性と離婚した母子世帯が増加していることが考えられる。東南アジア系女

性特にフィリピン女性に受給者が多い現状からこのことは十分に推察される。また、欧米系女性には受給者がいないという現状からも裏付けされる。さらに、結婚はしたが、相手男性が病気等で働けなくなった、または、死別したケースも考えられよう。中には、家庭内暴力で他市から逃げてきた外国人女性が生活保護を受けるというケースもある。このように、外国人人口が増加することによって、はからずも日本人と外国人とりわけ日本人男性と外国人女性とのトラブルが日本人間以上に多くなっていることが考えられる。

また、一度受給されると、ほとんどは日本にとどまって生活し母国には帰らないケースがほとんどである。この原因は、母国に帰っても仕事がない、仕事があっても安い賃金のため日本で生活保護を受けている方が生活が安定するという現実を反映したものとなっている。

ちなみに、茅ヶ崎市では、日本人と外国人差別なく生活保護世帯には処遇方針を決めて、たとえば高齢者、傷病者には増収をはかったり、母子世帯については子どもの状況に応じて就労指導や増収指導をしたりしている。たとえば、パートタイムの仕事を3時間やっていたとすると、家庭の事情を見てフルタイムで働くよう自立に向けて指導している。

生活保護を認定する場合に外国人であるが故に問題となるのは、日本人だと生活状況等身辺のことについて親族調査できるが、外国人であるが故にその母国で戸籍調査ができないため、本人の言い分だけで申請を認めざるを得ない結果になってしまう。そのことも、生活保護受給者が多くなる原因の1つとも考えられよう。

(3) 外国籍住民に対する緊急医療

わが国では、医療を提供する病院、診療所及び助産所の医師、歯科医師は正当な事由がなければ診療、治療の求めがあった場合にこれを拒むことができないとされているので(医師法19条1項、歯科医師法19条1項)、すべての外国人に対して、医療費が支払われないことなどを理由として診療を拒むことはできないことになっている。しかし、現実には、当該外国人が医療保険に未加入で医療費が支払われない場合や、医療保険などに加入していても自己負担分を支払えない場合には、医療機関が未払いの医療費を事実上負担せざるをえなくなっている。

その結果、医療機関が医療費の支払能力がないと思われる外国人への診療を他の理由をつけて拒否することも増えている。このような状況の中で、外国人は適切で適当な時期に診療を受けられないために病状を悪化させることもあると言われている。

る。

茅ヶ崎市立病院では、すべての外国人に対して診察、医療が行われており、医療費が支払われないことなどを理由として診療を拒むことはないという。しかし、医療費未払いの実態は少ないが現実としては存在しているので、そのような場合、病院側はどのような措置を採っているのだろうか。

神奈川県はいち早く平成5年から外国人の一定の医療費未払い分を補填する制度を設けた。それに呼応して茅ヶ崎市でも「茅ヶ崎市救急医療機関外国籍市民対策費補助金交付要綱」と「茅ヶ崎市救急医療機関外国籍市民対策費補助金交付事務取り扱い要領」を策定した。

それによると、補助金対象者は、「市内に居所を有し、救急医療機関において救急医療による治療を受けた傷病者のうち、本人の責めにより医療費の支払いを行うことができない」外国籍住民であり、その者がなした救急医療に関し発生した未収医療費に対し補助金を交付することになっている。

補助の対象となるのは、外国籍市民に係る前年度の医療費のうち、原因が当該救急医療機関の責めによらないもので、徴収に相当の努力をしたにもかかわらず生じた未収医療費である。

しかし、当該外国人が医療費未払いであったとしても、6ヶ月以上に渡り十分と認められる督促等を行わなければならないし、また、相手に対する請求手続きが複雑で面倒なため、実際にはこの制度は利用されていない。そのため、茅ヶ崎市立病院では医療費未払いについてはその事例は多くないが、実際には徴収できずにいるとのことである。

(4) 外国籍児童に対する教育

外国人子女については、わが国の義務教育への就学義務は課せられていないが、社会権規約の批准を受けて、入学を希望する者については、公立の義務教育諸学校への受け入れが保障された。

すでに、総務省（当時は総務庁）は、「外国人子女及び帰国子女の教育に関する行政監察」の結果に基づき、平成8年12月、文部科学省（当時文部省）に対し、外国人子女の円滑な受入れの促進、受入れ学校における教育指導の充実等について勧告をした。その結果、文部科学省は所要の改善措置に取り組んでいるが、外国人子女の就学機会の確保等に向けた一層の取組が求められているところ、平成15年に総務省から文部科学省へ「外国人児童生徒等の教育に関する行政評価・監視結果に基づ

く通知」が出された。

この行政評価・監視は、外国人児童生徒等の公立の義務教育諸学校への受入れ推進等を図る観点から、就学の案内の実施状況、就学援助制度の周知状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

主な通知事項として、①就学の案内等の徹底、②就学援助制度の周知の的確化、③日本語指導体制が整備された学校への受け入れ推進が挙げられている。

茅ヶ崎市内の小中学校に在籍している外国人子女は、小学校35名、中学校11名、計46名である（平成16年5月1日）。その中で、日本語指導を要する児童・生徒は小学校4名、中学校4名の計8名である。出身国としては中国、フィリピン、カンボジア、ペルーであり、使用言語は中国語、カンボジア語、タガログ語、スペイン語である。ただ、平成17年1月現在では、さらに、小学校3名、中学校3名が増え、合計小学校7名、中学校7名が日本語指導を要する（表9）。そのためさらに英語とハンゲル語が追加された（表10）。

当該児童・生徒を指導する日本語指導協力者は現在7名いる（それぞれ教員の免許を持っている。）。週に1回あるいは2回、日本語を授業時間内で指導している。その7人の指導言語の内訳は3名が英語、4名が中国語である。したがって、現実的には指導できない言語もある。

外国人子女の保護者の中には日本語が読めないため、家庭通信などを翻訳する必要性が生じてくるが、それはその都度翻訳している。

全体として外国人自体が茅ヶ崎市には少ないため、市としては以上のような対応で済んでいる。

(5) 外国籍住民の市営住宅入居

公営住宅は、生活の安定と社会福祉の増進を目的として供給されている住宅であるため、外国人の基本的な人権を尊重する立場から、外国人の入居を認めていく方向にある。外国人の入居申込資格については、原則として永住権を有する外国人であるが、地域の住宅事情・外国人の事情等を考慮して、その他の外国人にも入居申込資格を認めることができる。

茅ヶ崎市市営住宅は借上住宅を含めて、現状として371戸（平成17年4月1日現在）ある。外国人家族はそのうち現在は1世帯（ベトナム6人家族、2、3年前から）しか入居していない。2、3年前までは1世帯も外国人世帯はいなかった。外国人家族の入居が少ない理由として、①母子世帯の場合は、家賃について住居補助費と

して支給されている（家賃分ぐらいいは出ている）ので、特に市営住宅に入居する必要はない（ちなみに平成16年度の外国人応募者は2、3件しかなかった。）、②入居条件は日本人と同じ応募制になっており、空き家が少ない上応募者が多いので、なかなか入居できない、などが考えられる。そのため、市営住宅においては外国籍住民に対して近隣住民から苦情はきていないのが現状である。

4. 外国人の参政権に対する行政のあり方

(1) 外国籍住民の地方公務員就任

地方公務員法13条には「すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない、人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によって、又は第16条第5号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によって差別されてはならない」とあり、19条1項には「競争試験は、人事委員会の定める受験の資格を有するすべての国民に対して平等の条件で公開されなければならない。」と規定されている。

ここには公務員になる対象は、「国民」となっているが、この「国民」の中に外国人が含まれるのかどうか問題となる。

一般的に、ここでいう「国民」とは、わが国の国籍を有する者を対象とする旨を規定しているが、定住外国人でも権利の性質上日本国民のみに与えられた公権力の行使あるいは公の意思の形成に参画する（「当然の法理」という。）以外の職務には就任できるとされる。

現在のところ、一般事務職について国籍条項を受験資格から撤廃するが、「当然の法理」を理由に任用に制限を設けている自治体が多い。

したがって、自治体は、定住外国人の採用には国籍条項を外しているが、公権力の行使あるいは公の意思の形成に参画する職務には登用しないというのが一般的である。しかし、その職務をどこまでにするかは各自治体で差異が出ている。

茅ヶ崎市においては、平成4年から一般職員の採用については国籍条項を撤廃している。また、消防署職員についても平成5年より国籍条項を撤廃している。しかし、任用については公の意思の形成に参画する職務として課長職以上を考えているので、課長職以上の管理職には定住外国人は就任できないとされる。また、管理職でなくても市の許認可業務については定住外国人を配属しないということになっている。

茅ヶ崎市が一般職と消防署職員への採用に国籍条項を撤廃した時期は、全国の地

方自治体としても早い方であり評価できるが、任用の制限を課長職以上の管理職全般に設定していることについては多くの自治体に準じており、目新しさはない。これについてはもう少し詳細な議論を重ねて定住外国人への任用幅を増やす努力が望まれる。

ちなみに、現在のところ、外国人の市役所職員はいないし、過去受験者もないとのことである。

(2) 外国籍住民の参政権

地方自治法11条には、「日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の選挙に参加する権利を有する。」とあり、同18条には、「日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定している。ここには、日本国民即ち、日本国籍保有者でなければ地方選挙権を得ることはできない旨が規定されている。

また、公職選挙法9条2項には、「日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」とあり、ここにも、日本国民という限定がある。

ところが、平成7年に最高裁は、国民主権の原理から住民は日本国民を意味するとして定住外国人の地方参政権を否認するが、地方公共団体と特段に緊密な関係を持つ永住者等は法律によって選挙権を付与することは憲法上禁止されていないとして、特に緊密な関係を有する定住外国人に地方参政権の道を開く判決を出した。

最高裁判決の前から既に在日韓国人に対して地方参政権を求める動きはあったが、この最高裁判決後、本格的な動きが地方自治体にも広がった。地方議会では要望・意見書の採択が盛んに行われ、総務省によると平成13年2月末で、1,119の地方議会が地方参政権を求める意見書・要望書を採択している。

茅ヶ崎市でも、平成6年6月7日在日本大韓民国民団湘南中部支部より「定住外国人の地方参政権」を求める陳情が出された。茅ヶ崎市議会の委員会では、平成6年9月9日に賛成5、反対2でこの陳情を採択した。

ところが、朝鮮総連は民団の方針には反対の意向なので、今度は、平成9年8月28日在日本朝鮮人総聯合会神奈川県湘南支部より、「定住外国人の地方参政権」決議の見直しを求めることについての陳情が出された。これは、平成9年9月9日に委員

会で賛成0、反対7で不採択となった。

このように、比較的早い時期に、茅ヶ崎市議会でも定住外国人に地方参政権を求める陳情は採択したが、その後の動きはなく、現在に至っている。これは、裁判や国会での動向が絡んでいる問題なので、そちらが動かなければ、地方議会も動かないということであろう。

おわりに

茅ヶ崎市は、神奈川県他市に較べて総人口に対する外国籍住民の人口が極めて少ない。そこが極めて重要で、そのため行政が外国籍住民に対して特別な施策を採らなくても現状としては問題がない。外国籍住民に対する行政サービスとしては、上記に挙げた施策に収斂しており、あとは日本人と同じサービスをしているという状況である。外国籍住民に対して積極的に施策を展開しようと思えばできないことはないが、市内に居住する外国籍住民の数の少なさがネックになっているようである。

茅ヶ崎市は、外国人との交流が活発なところで、なおかつ知識人も多いことから、神奈川県で実施されている、たとえば、外国籍県民神奈川会議や在日外国人教育連絡協議会のような他民族・多文化共生のための取り組みを行う素地は十分にあると思われる。

* 今回の論文を作成するに当たって茅ヶ崎市役所にインタビューを行ったが、快く引き受けて戴いた。感謝申し上げます。

*資料 表1

茅ヶ崎市における平成11年～平成15年までの国籍・男女別外国人登録人口

国籍別	平成11年			平成12年			平成13年			平成14年			平成15年		
	総数	男	女												
総数	1,138	550	588	1,189	556	633	1,281	625	656	1,334	644	690	1,455	682	773
アルゼンチン	4	3	1	6	5	1	11	8	3	12	8	4	14	10	4
オーストラリア	15	9	6	18	9	9	21	17	4	18	15	3	20	19	1
オーストリア	2	2	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0
ボリビア	7	5	2	9	7	2	15	10	5	13	10	3	13	10	3
ブラジル	153	93	60	170	99	71	168	95	73	162	89	73	141	69	72
バングラデシュ	3	3	0	5	2	3	7	4	3	9	6	3	11	8	3
カンボジア	5	3	2	10	6	4	10	6	4	6	3	3	10	6	4
カナダ	16	9	7	20	14	6	28	17	11	32	24	8	29	18	11
中国	174	72	102	178	64	114	205	78	127	228	94	134	248	106	142
コロンビア	2	0	2	4	0	4	4	0	4	4	0	4	3	0	3
フランス	3	2	1	3	2	1	3	2	1	4	3	1	3	3	0
ドイツ	7	4	3	7	4	3	9	6	3	10	7	3	9	5	4
インド	10	9	1	8	6	2	7	6	1	5	5	0	6	6	0
インドネシア	4	1	3	4	1	3	7	4	3	16	4	12	23	6	17
イラン	12	12	0	9	9	0	10	10	0	9	9	0	8	8	0
アイルランド	2	2	0	3	2	1	2	2	0	3	2	1	2	1	1
イタリア	3	3	0	2	2	0	3	3	0	4	4	0	3	3	0
韓国・朝鮮	306	145	161	297	137	160	306	148	158	294	138	156	313	146	167
マレーシア	6	5	1	13	5	8	18	5	13	8	3	5	5	0	5
ニュージーランド	6	5	1	5	4	1	6	5	1	14	10	4	10	9	1
パキスタン	6	6	0	5	5	0	4	4	0	5	5	0	8	8	0
パラグアイ	6	3	3	5	3	2	5	3	2	6	3	3	7	4	3
ペルー	39	23	16	50	29	21	55	31	24	46	29	17	54	37	17
フィリピン	148	22	126	147	24	123	148	24	124	172	30	142	230	37	193
ルーマニア	7	0	7	6	0	6	7	1	6	1	0	1	4	0	4
ロシア	4	0	4	13	2	11	10	1	9	20	1	19	29	1	28
スリランカ	5	5	0	10	10	0	14	13	1	7	7	0	7	7	0
スペイン	5	1	4	5	1	4	5	1	4	4	1	3	3	1	2
スイス	6	4	2	5	3	2	7	5	2	6	4	2	6	4	2
シンガポール	3	0	3	8	3	5	7	3	4	3	0	3	3	1	2
タイ	26	8	18	28	8	20	25	6	19	31	7	24	35	7	28
イギリス	40	31	9	37	28	9	47	36	11	60	44	16	55	44	11
アメリカ	64	43	21	63	45	18	68	53	15	76	59	17	79	63	16
ヴェトナム	22	10	12	16	7	9	11	5	6	12	4	8	32	16	16
その他	17	7	10	19	9	10	27	12	15	33	15	18	31	18	13

資料 茅ヶ崎市市民経済部市民課

表 2

神奈川県市町村別外国人登録者数

No.	市町村	総人口	外国人人口	%	外国人登録者数上位 5 位				
					1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
	神奈川県	8,748,731	149,012	1.7	中国 37,075	韓国・朝鮮 34,316	フィリピン 16,490	ブラジル 14,203	ペルー 8,218
1	愛川町	42,828	2,191	5.12	ペルー 810	ブラジル 747	フィリピン 95	タイ 84	中国 63
2	綾瀬市	82,776	2,512	3.03	ブラジル 844	タイ 459	韓国・朝鮮 203	ラオス 202	ペルー 139
3	大和市	220,280	6,133	2.78	ペルー 1,267	韓国・朝鮮 1,056	中国 849	フィリピン 772	ブラジル 392
4	厚木市	222,703	4,770	2.14	ペルー 882	ブラジル 689	中国 602	韓国・朝鮮 482	ベトナム 408
5	秦野市	168,614	3,265	1.94	ブラジル 944	中国 604	ペルー 344	韓国・朝鮮 230	ベトナム 224
6	座間市	128,961	2,498	1.94	韓国・朝鮮 396	中国 352	フィリピン 321	ブラジル 269	ペルー 163
8	平塚市	257,251	4,692	1.82	ブラジル 1,244	フィリピン 718	韓国・朝鮮 533	中国 482	ペルー 247
7	海老名市	123,932	1,860	1.5	韓国・朝鮮 292	ブラジル 251	中国 238	タイ 199	ペルー 180
9	相模原市	624,026	9,275	1.49	中国 2,144	韓国・朝鮮 1,817	フィリピン 1,680	ブラジル 594	ペルー 295
10	藤沢市	393,602	5,573	1.42	ブラジル 975	韓国・朝鮮 944	ペルー 816	中国 680	フィリピン 312
14	伊勢原市	100,924	1,392	1.38	中国 232	ブラジル 224	韓国・朝鮮 185	ベトナム 157	フィリピン 150
11	横須賀市	428,588	4,582	1.07	フィリピン 1,126	韓国・朝鮮 1,088	中国 599	米国 398	ブラジル 395
12	小田原市	198,864	1,704	0.86	韓国・朝鮮 412	フィリピン 335	中国 285	ブラジル 277	タイ 43
15	鎌倉市	170,046	1,182	0.7	韓国・朝鮮 414	中国 174	米国 152	フィリピン 79	英国 63
13	茅ヶ崎市	228,001	1,455	0.64	韓国・朝鮮 313	中国 248	フィリピン 230	ブラジル 141	米国 79

資料 神奈川県ホームページより作成

*人口の統計は平成17年1月1日現在

*外国人登録者数は平成15年12月31日現在

*%は少数第3位で四捨五入

表3

神奈川県外国人登録者数の推移

年	2000年	2001年	2002年	2003年
登録者数	123,179	135,104	141,314	149,012

資料 神奈川県ホームページより作成

表4

神奈川県外国人登録者数の上位5カ国の推移

順/年	2000年	2001年	2002年	2003年
1位	韓国朝鮮 33,453	韓国・朝鮮 34,421	韓国・朝鮮 34,490	中国 37,075
2位	中国 27,389	中国 31,186	中国 34,071	韓国・朝鮮 34,316
3位	ブラジル 12,565	ブラジル 13,888	フィリピン 14,670	フィリピン 16,490
4位	フィリピン 12,040	フィリピン 13,608	ブラジル 14,091	ブラジル 14,203
5位	ペルー 6,920	ペルー 7,533	ペルー 7,850	ペルー 8,218

資料 神奈川県ホームページより作成

表5

茅ヶ崎市における外国人相談窓口報告
平成13年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	相談 日外	総計
日本語教室の紹介												1	1	11	12
職業													0	3	3
医療（通訳）								1		1			2	1	3
外国人登録													0	1	1
住宅												1	1		1
査証					1								1		1
戸籍									1				1		1
その他									1				1		1
計	0	0	0	0	1	0	0	1	2	1	0	2	7	16	23

相談者内訳

ボリビア	2
ノルウェー	1
ペルー	3
フィリピン	1
アルゼンチン	1
中国	1
オーストラリア	1
不明	19
計	29

資料 茅ヶ崎市役所

表6

茅ヶ崎市における外国人相談窓口報告

平成14年度

	件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日本語教室の紹介	12	1	1	1	1	1	1		1	2	1		1
職業	0												
医療（通訳）	0												
外国人登録	1										1		
住宅	0												
査証	1							1					
戸籍	0												
その他	10	1		2	1		1	1		1	1	1	1
計	24	2	1	3	2	1	2	3	1	3	3	1	2

相談者内訳

中国	2
ドイツ	1
ロシア	1
不明	9
計	13

資料 茅ヶ崎市役所

表7

茅ヶ崎市における外国人相談窓口報告
平成15年度

	件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日本語教室の紹介	16	1		2	2	3		2	2	1	1	1	1
職業	1											1	
医療（通訳）	2		1					1					
外国人登録	0												
住宅	1							1					
査証	1			1									
戸籍	1			1									
その他	24			2	6	1	3	6		2	2	1	1
計	46	1	1	6	8	4	3	10	2	3	3	3	2

相談者内訳

ペルー	3
フィリピン	1
ポルトガル	1
中国	1
カンボジア	1
オーストラリア	9
アメリカ	1
ベトナム	1
不明	1
計	19

資料、茅ヶ崎市役所

表8

茅ヶ崎市における生活保護受給者数

	平成12年		平成13年		平成14年		平成15年	
	日本国籍	外国籍	日本国籍	外国籍	日本国籍	外国籍	日本国籍	外国籍
延べ人数	9,231	90	9,604	61	10,623	132	12,190	270
延べ世帯数	6,043	50	6,517	36	7,352	68	8,441	113

資料 茅ヶ崎市役所

表9

茅ヶ崎市における日本語指導を必要とする生徒の数 平成16年度5月1日現在

年度	国名	小学校生徒数	中学校生徒数	合計
13年度	中国	1	4	5
	フィリピン	2	1	3
	カンボジア	1	2	3
	ブラジル	0	1	1
合計		4	8	12
14年度	中国	0	2	2
	フィリピン	2	0	2
	カンボジア	2	1	3
	ブラジル	0	1	1
	ペルー	1	0	1
合計		5	4	9
15年度	フィリピン	3	0	3
	カンボジア	1	1	2
	ペルー	1	0	1
合計		5	1	6
16年度	中国	0	1	1
	フィリピン	2	2	4
	カンボジア	1	1	2
	ペルー	1	0	1
合計		4	4	8

資料 茅ヶ崎市役所

表10

茅ヶ崎市における平成16年度外国籍生徒の指導言語一覧 平成17年1月現在

学校別	国別	使用言語とその数	生徒数
小学校	フィリピン	タガログ語	3名
	中国	中国語	1名
	カンボジア	カンボジア語	1名
	韓国	ハングル語	1名
	ペルー	スペイン語	1名
中学校	フィリピン	タガログ語	2名
	中国	中国語	2名
	アメリカ合衆国	英語	2名
	カンボジア	カンボジア語	1名

資料 茅ヶ崎市役所

参考文献

- (1) 「外国人児童生徒等の教育に関する行政評価・監視結果に基づく通知（要旨）— 公立の具無教育諸学校への受入れ推進を中心として— 」
http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/03087_2.html
- (2) 「外国人児童生徒等の教育に関する行政評価・監視結果に基づく通知—公立の具無教育諸学校への受入れ推進を中心として— 」
http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/03087_2_01.html
- (3) 手塚和彰『外国人と法[第2版]』有斐閣 1999年
- (4) 判例時報1523号49頁（定住外国人選挙権訴訟上告審判決）
- (5) 朴一「自治体の外国人労働者受入れ・雇用対策に関する一考察—群馬県大泉町における日系人労働者施策から—」経済学雑誌（大阪市立大学経済学会）第103巻第2号（2002. 9）
- (6) 手塚和彰「外国人労働者と自治体」自治研究第70巻第10号（平成6年10月）
- (7) 神奈川県ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/>
- (8) <http://www.12.plala.or.jp/ts-office/f-worker.htm>
- (9) <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/06/s0608-6a2.html>
- (10) <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/06/s0608-6d.html>
- (11) <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/newsection/kouhou/consul/index.html>
- (12) <http://www.progress.co.jp/members/jinsyakyō/kadai/gaikokujin/gaikokujin.html>